平成２７年（フ）第１８６２号
名古屋市西区花原町175　テラス花原Ａ203
債務者　本吉　　雅
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
奈良県生駒市上町2428番地３
債務者　武島　佳則
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１号
島根県益田市匹見町匹見イ1174番地４
債務者　郷田　和男
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第２号
島根県益田市匹見町匹見イ1174番地４
債務者　郷田多賀子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第２６号
広島市中区東白島町10番８―504号
債務者　竹田　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
山口県下関市大字勝谷293番地１　メイプルタウンＳＹＯ―ＹＡ　101号
債務者　金崎　真弓
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２号
北海道幌泉郡えりも町字大和358番地の２
債務者　塚越華子こと　尹　　華子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第８号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―912号
債務者　舘岡　秋男
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２号
秋田県大館市早口字上野岱５番地１　関アパート１―Ａ
債務者　佐々木　太
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第４号
秋田県鹿角市花輪字明堂長根17番地７斉藤アパート３号
債務者　前田　征子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２号
福島市上鳥渡字茨沢19番地の３
債務者　川又喜一郎
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第４２０号
新潟市東区もえぎ野３丁目３番３号　サンロードＴＫ201号、申立時の住所新潟市江南区亀田向陽２丁目３番９号　レオパレスシャンフルール308号
債務者　山崎　　徹
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７８号
金沢市高畠２丁目12番地　高畠196　301号室、住民票上の住所金沢市長坂３丁目１番20号スターブルー107号
債務者　岩佐　春香
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
石川県七尾市和倉町ひばり２丁目87番地日本の宿のと楽ひばり寮103号、従前の住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原990番地８山楽寮207号
債務者　福田　　優
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第１０号
長野県塩尻市大字広丘吉田879番地１
債務者　筒井　一博
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２６２号
岐阜県養老郡養老町若宮481番地３　ヴィレッジバレーＫ206号、申立時の住所三重県桑名市多度町下野代3291番地２
債務者　澤橋美由紀
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
三重県四日市市楠町南川66番地２、前住所愛知県名古屋市西区赤城町44番地　レインボー赤城403号
債務者　水平　晃代
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係